

平成25年第3回下仁田町議会定例会会議録第4号(17日)

招集年月日	平成25年9月4日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成25年9月4日午前10時00分			議長	千野榮治
	閉会	平成25年9月20日午後2時05分			議長	佐藤公夫
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 1名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	永井正之	○	7	佐藤勇二	○
	2	木暮弘元	△	8	千野榮治	○
	3	矢嶋榮一	○	9	島崎紘一	○
	4	原 秀男	○	10	堀口博志	○
	5	岩崎正春	○	11	岡田武二	○
	6	高瀬政信	○	12	佐藤公夫	○
会議録署名議員	12番	佐藤公夫	1番	永井正之		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	斉藤昇久		書記	並木文子	
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町 長	金井康行		会計課長	茂木政美	
	副町長	—————		ガス水道課長	金井義富	
	教育長	吉井 誠		水道課長	(ガス水道課長兼務)	
	総務課長	永井正信		教育課長	竹内芳則	
	企画財政課長	神戸康全				
	健康課長	神宮喜美				
	産業振興課長	加庭紀夫				
	ジオパーク推進室長	神戸 哲				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

1 木暮弘元君に対する懲罰の件について

会 議 の 経 過

開 会 平成25年9月17日 午前11時00分

○議長 千野榮治 これから本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を変更したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 日程第1、木暮弘元君に対する懲罰の件についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時03分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

木暮弘元君に対する懲罰の件について、委員長報告を求めます。懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長 岡田武二 おはようございます。

ご指名によりまして、懲罰特別委員長報告を申し上げます。

懲罰特別委員会は、13日及び17日に委員会室301において、本委員会に付託された「木暮弘元君に対する懲罰の件」について審査をいたしましたので、その経過及び結果について報告をいたします。

木暮弘元議員は、9月13日開催の議会本会議場において、議会全会一致をもって採択された陳謝文の朗読を議長の命に従わず、陳謝文の朗読を拒否

したことは、皆さんご存じのとおりであります。秩序ある議会運営を行う上でまことに遺憾であります。

地方自治法第129条議場の秩序、第132条（品位の保持）、下仁田町議会会議規則第101条（品位の尊重）、第108条（議長の秩序保持権）に照らし合わせて議会の秩序、品位を低下させたことは明らかな行為であります。

委員全員出席のもと、慎重な審査を行った結果、木暮弘元議員の行為は、地方自治法第129条（議場の秩序）、第132条（品位の保持）、下仁田町議会会議規則第101条（品位の尊重）に触れる行為である。

よって、木暮弘元議員に対して、地方自治法第135条1項（懲罰の種類）により、全会一致をもって懲罰を行い、第135条1項（懲罰の種類）、会議規則第113条（出席停止の期間）の規則により、出席停止を9月17日、18日、19日の3日間とすべきと決しました。

以上をもって懲罰特別委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 以上で懲罰特別委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 千野榮治 委員長報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結して討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

本件に対する委員長報告は、木暮弘元君に出席停止の懲罰を科することです。

本件について委員長報告どおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、木暮弘元君に出席停止の懲罰を科することに可決されました。

ただいまの議決に基づいて、木暮弘元君に出席停止の宣告を行います。

木暮弘元君に出席停止の懲罰を科します。

木暮弘元君に3日間の出席停止の懲罰を科します。

○議長 千野榮治 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 平成25年9月17日 午前11時08分